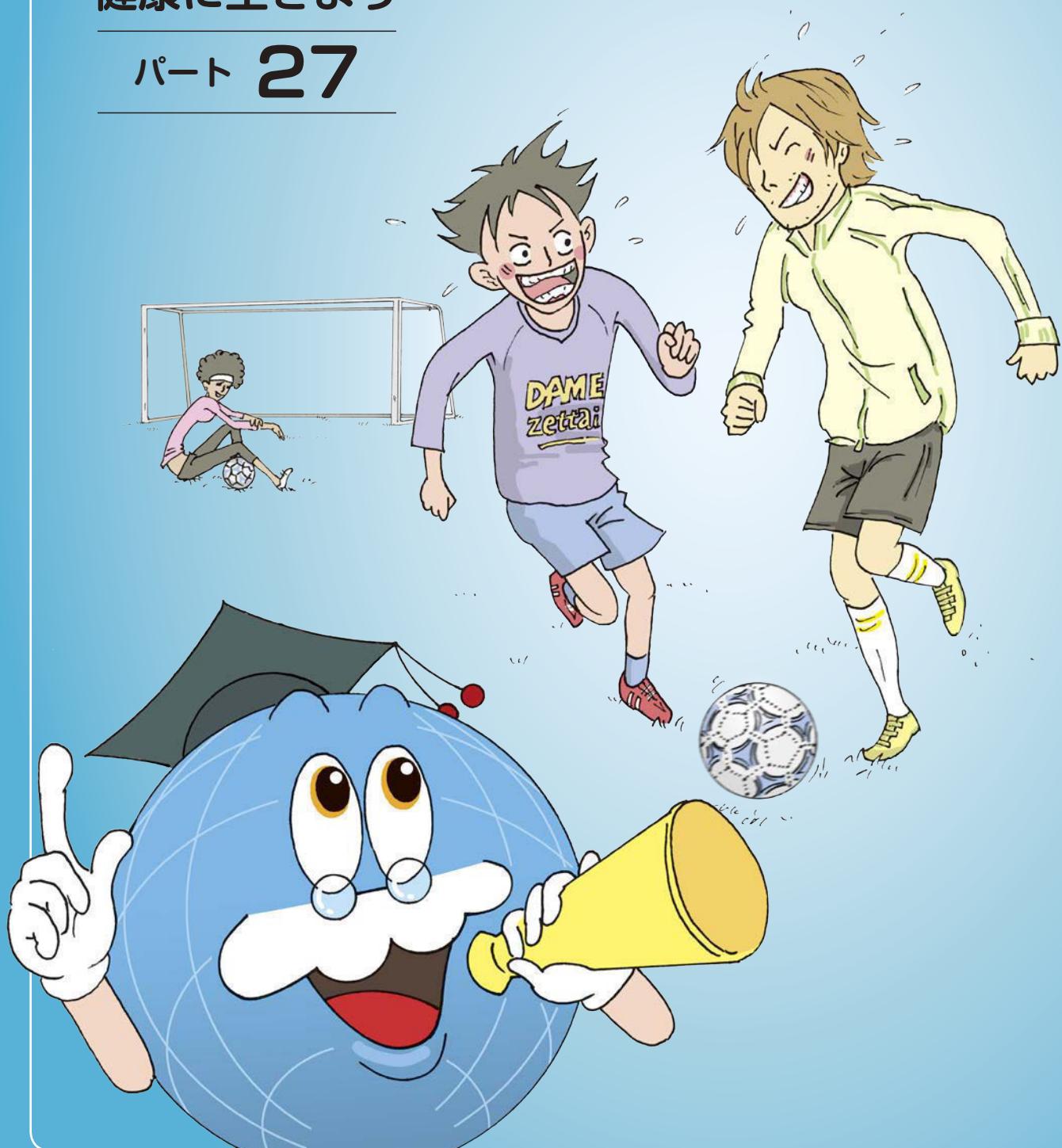


薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

健康に生きよう

パート 27



ほん おも とうじょうじんぶつ この本の主な登場人物



マサル(17歳)
高校2年。
サッカー好きの
普通の高校生。



せんぱい
先輩(19歳)
マサルの先輩。
高校を中退。



「ダメ。ゼッタイ。」博士

インデックス INDEX

| | | |
|----|--|----------------|
| 1 | やくぶつらんよう 薬物乱用とは | 1 |
| 2 | やくぶつ らんよう 薬物を乱用するとなぜダメなのか。 しんたいてきえいきょう 身体的影響は？ | 2 4 |
| | フラッシュバックとは? しゃかいてきえいきょう 社会的影響は？ | 6 7 |
| 3 | やくぶつらんよう へいがい 薬物乱用の弊害のまとめ | 8 |
| 4 | やくぶつ さそ やくぶつ かい 薬物への誘い やくぶつ み ぢか 薬物の世界はものすごく身近なところに潜んでいる い ぞんせいやくぶつ かい し ねんれい 依存性薬物の開始年齢 甘い誘いには要注意 | 9 9 10 |
| 5 | さそ 誘われたらどうするか？ | 11 |
| 6 | らんよう やくぶつ 乱用される薬物とは きけん だっぽう 危険な脱法ドラッグ かくせいざい 覚醒剤 | 13 14 17 |
| | たいま 大麻(マリファナ) | 18 |
| | た その他(MDMA、マジックマッシュルーム、有機溶剤) | 19 |
| 7 | やくぶつらんよう ばっそく 薬物乱用と罰則 | 20 |
| 8 | せ かい 世界の不正薬物の流通 | 22 |
| 9 | こうせいろうどうしょう 厚生労働省の啓発活動 | 24 |
| 10 | そうだんまどぐちいちらん 相談窓口一覧 | 25 |

やくぶつらんよう 薬物乱用とは

やくぶつらんよう 薬物乱用とは？

やくぶつらんよう 薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また医薬品は、病気や傷の治療に使いますが、こうした目的以外に使えば乱用です。



やくぶつらんよう
薬物乱用は1回でも
「ダメ。ゼッタイ。」



やくぶつらんよう 薬物乱用がなぜ「ダメ」なのかというと、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵してしまうからです。さらに、薬物は乱用すると、依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度、ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることになります。そして、やくぶつらんよう 薬物乱用の悪影響は、脳や内臓にも広く現れます。さらに薬物乱用は乱用する薬物を手に入れるために窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などの要因にもなっています。

やくぶつらんよう 薬物乱用は、社会に大きな損失を招くことになり、1回でも「ダメ。ゼッタイ。」と言うことが大切です。そして、薬物乱用防止活動の重要性は、薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境をつくっていくことにあります。

やくぶつ らんよう
薬物を乱用するとなぜダメなのか。

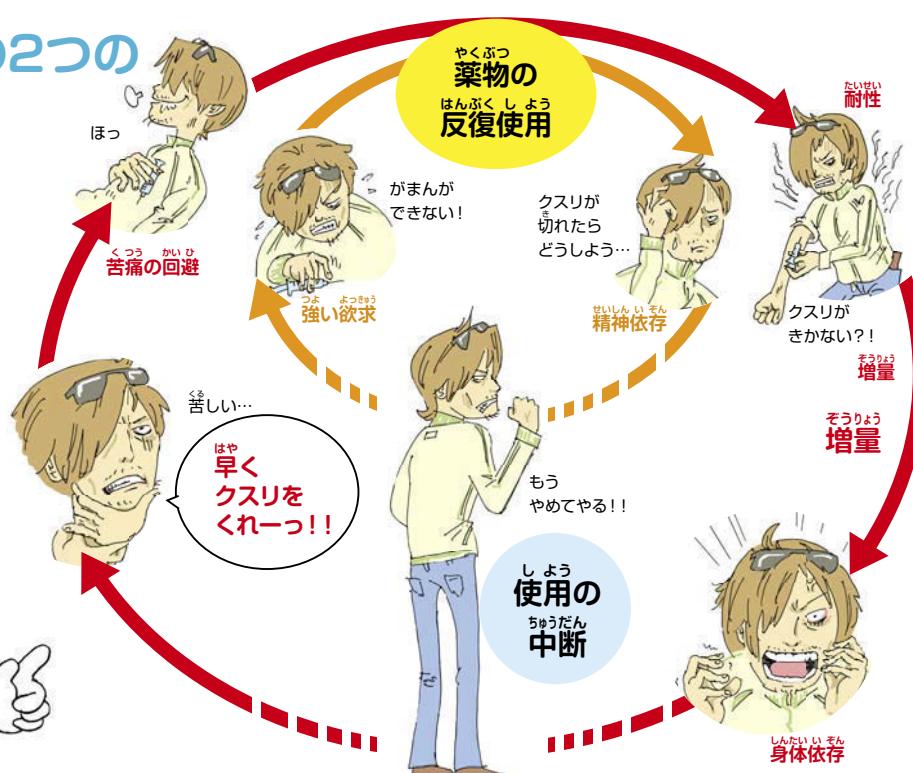




乱用薬物は依存性が強いので、乱用すると自力ではなかなかやめられなくなります。薬物の効果がきかなくなるとイライラしたり落ちつかなくなり、また薬物がほしくなって自分の意志によるコントロールがきかなくなります。さらに薬物への欲求は激しくなり、強迫的な使用へつながってゆきます(精神依存)。薬物によってはさらに身体依存の悪循環となり、深みにはまります。こうして、自分の意志では薬物使用のコントロールがきかなくなった状態を薬物依存といいます。

薬物依存の2つの 悪循環

やくぶつらんよう
薬物乱用は
いったんはじめると、
やめられなくなってしまうんじゃ。



身体的影響は？

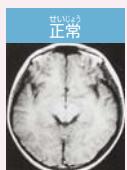


やくぶつ らんよう
薬物の乱用により、
のう 脳をはじめとする身体の
しょうがい 障害が現れるんじや。

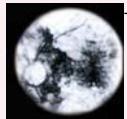


シンナー(接着剤)など

のう 脳・気管支・肺・胃・腎臓・眼・心臓・肝臓・骨髄への弊害



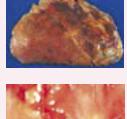
脳: 大脳の神経細胞の死滅による大脳の萎縮
(記憶力低下、認知障害)
有機溶剤精神病
(幻覚、妄想など)



眼: 視神経がおかされる、眼底出血がおこる
(視力低下、失明)



歯: 歯がぼろぼろになる



気管支・肺:
粘膜がおかされる
(せきが出る)



心臓:
血圧上昇



肝臓: 細胞の一部が死ぬ
(食欲不振、黄疸、腹水)



正常



異常



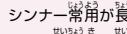
食道・胃:

胃粘膜がおかされ、出血する

(胃痛、吐き気、嘔吐)



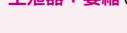
正常



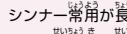
骨髓: 赤血球がつくられなくなる
(貧血)



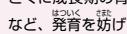
生殖器: 生殖器



異常



正常



異常



正常



異常



正常



異常

やくぶつ らんよう
薬物の乱用により、
のう 脳をはじめとする身体の
しょうがい 障害が現れるんじや。

覚醒剤

のう 脳・胃・腎臓・心臓・肝臓への弊害

精神障害

- 覚醒剤精神病(幻聴・幻視・妄想など)
- ラッシュバック(自然再燃)現象

静脈炎

MDMA(錠剤型合成麻薬)

のう 脳・心臓・気管支への弊害

精神障害

- 幻覚・興奮・錯乱・情動不穏など

心臓障害

大麻(マリファナ)

のう 脳・肺・気管支・心臓への弊害

精神障害

- 大麻精神病(幻覚・妄想など)

肺ガン

染色体異常

大麻は有害なものとして世界的に規制されています。大麻を吸うと、感覚が異常に変化して、わけの分からぬ興奮状態になりますことがあります。また、無動機症候群といって、毎日ゴロゴロしているだけで何もやる気のない状態になります。幻覚や妄想が現れて精神異常をきたします。

向精神薬

のう 脳・肺・気管支・心臓への弊害

精神障害

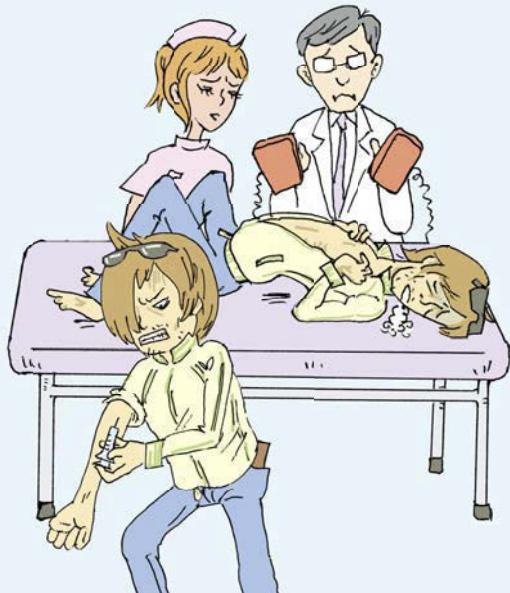
向精神薬とは、中枢神経に作用して、精神の機能を及ぼす薬で、具体的には、抗精神病薬や精神安定剤、中枢興奮剤などをいいます。向精神薬のほとんどは医薬品として流通しており、医師の処方せんが必要となっています。暴力団が組織の資金獲得のため、密造、密売する事例が発生し、手口も、医師等の医療従事者、薬局等の従業者を脅し、処方せんを偽造、窃取する等悪質、巧妙な乱用が広まっています。

そのほかの害

覚醒剤などの薬物を注射で乱用する場合には、各種の感染症(エイズ、肝炎等)の原因になります。また、大麻では、精子の異常が、シンナー・コカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

やくぶつ さ よう
薬物の作用により、
からだ ひ 体に引きおこされる急性の
えいきょう おそ 影響も恐ろしいんじや。

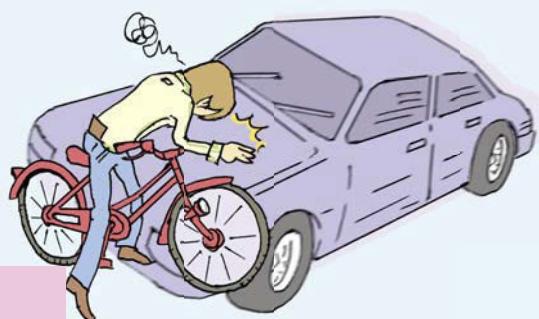
急性中毒



きゅうせいちゅうどくし
急性中毒死



はんしゃかいてきこうどう
反社会的行動

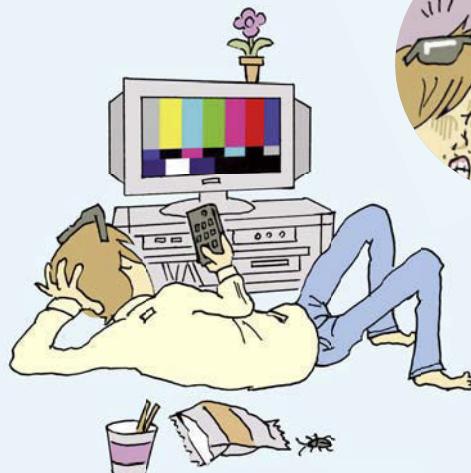


こうつうじこ
交通事故

後遺症



フラッシュバック



しゃかいてきふてきおう
社会的不適応



じんかくしうがい
人格障害

薬物の使用を

やめた後も、長期に残る症状も
たくさんあるんじや。



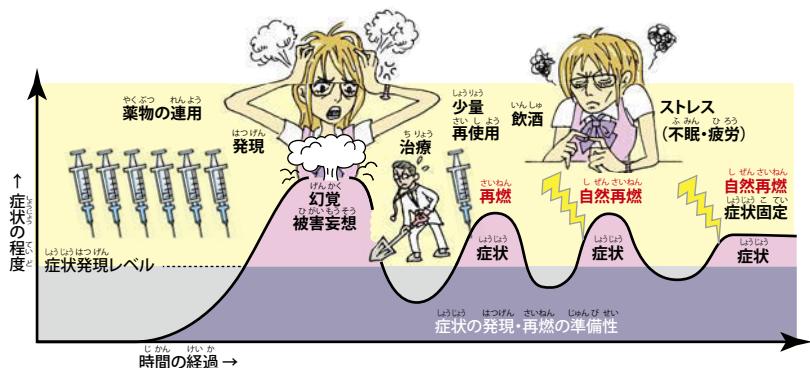
こわ 怖いね先輩。。。



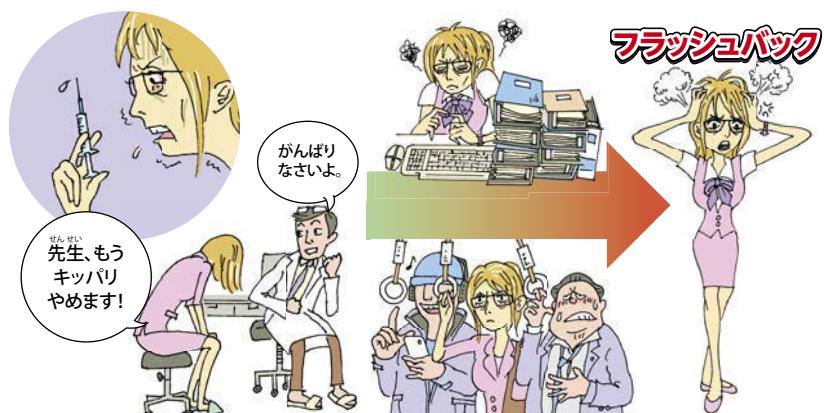
フラッシュバックとは？

薬物の乱用の害は一生生涯続きます。

薬物の乱用でひとたび幻覚、妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかに見えて、これらの症状が再び起りやすい下地が残ってしまうのです。乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、ささいなストレスなどにより突然、幻覚・妄想などが再燃することがあります。これを**フラッシュバック（自然再燃）現象**といいます。また、飲酒でも再燃することがあります。



フラッシュバックの害は一生続くから、治療しても依存から抜け出すことはできないんじゃ。



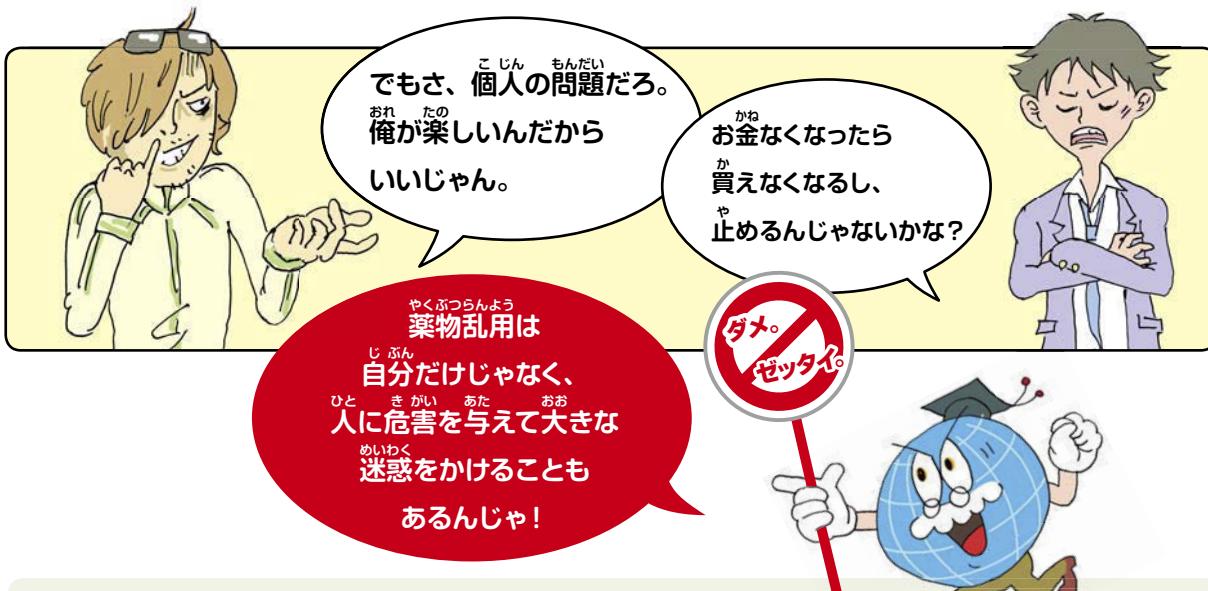
先輩、一回でもやめたほうがいいですよ。

薬物乱用は1回だけでもダメ。

私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。とくに、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに急速に発達するときです。家庭や学校で学び、家族、先生や友だちと話し合うことで、知識やものごとの考え方を学び、自分らしさを発見していく大切な時です。この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達がそこなわれ、家族や友だちとのコミュニケーションもできなくなってしまいます。そして、健康な社会人となることができなくなるのです。結論は、**薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」です。**



しゃかいてきえいきょう 社会的影響は？



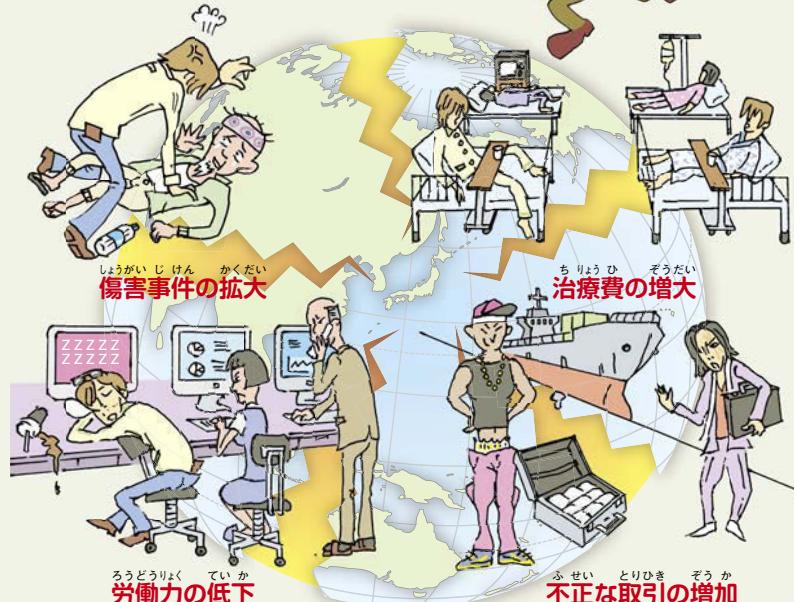
しゃかいてきえいきょう 社会的影響

やくぶつかんねんはんざい 薬物関連犯罪

- やくりさよう
薬理作用によるもの
- じょうしほもくてき
入手目的によるもの
- とりひき
取引をめぐるもの

しゃかいけいさいてきそんしつ 社会経済的損失

- せいさんせいでいか
生産性の低下
- さうどうりょくげんしゅう
労働力の減少
- はんざいひがいかくだい
犯罪被害の拡大
- ちゅうどくいそんじょうしゃちりょうひぞうたい
中毒・依存症者の治療費の増大
- はんざいそしきしきんげん
犯罪組織の資金源



やくぶつらんよう えいきょう かんようご 薬物乱用の影響に関する用語

● 薬物探索行動

やくぶつき
薬物を切らすまいとして、うそをついたり、
まんびせつとう
万引き、窃盗、恐喝、売春などあらゆる
手段を使って薬物を手に入れようとする行動。

● 耐性

やくぶつくかえしよう
薬物を繰り返し使用することによって効果が弱くなり、使用する量が増えていくこと。

● 退薬症状 (禁断症状)

やくぶつちゅうだん
薬物を中断したり、減量した時に現れるイライラ、気分の落ち込み、不眠、嘔吐、下痢などの心身の症状

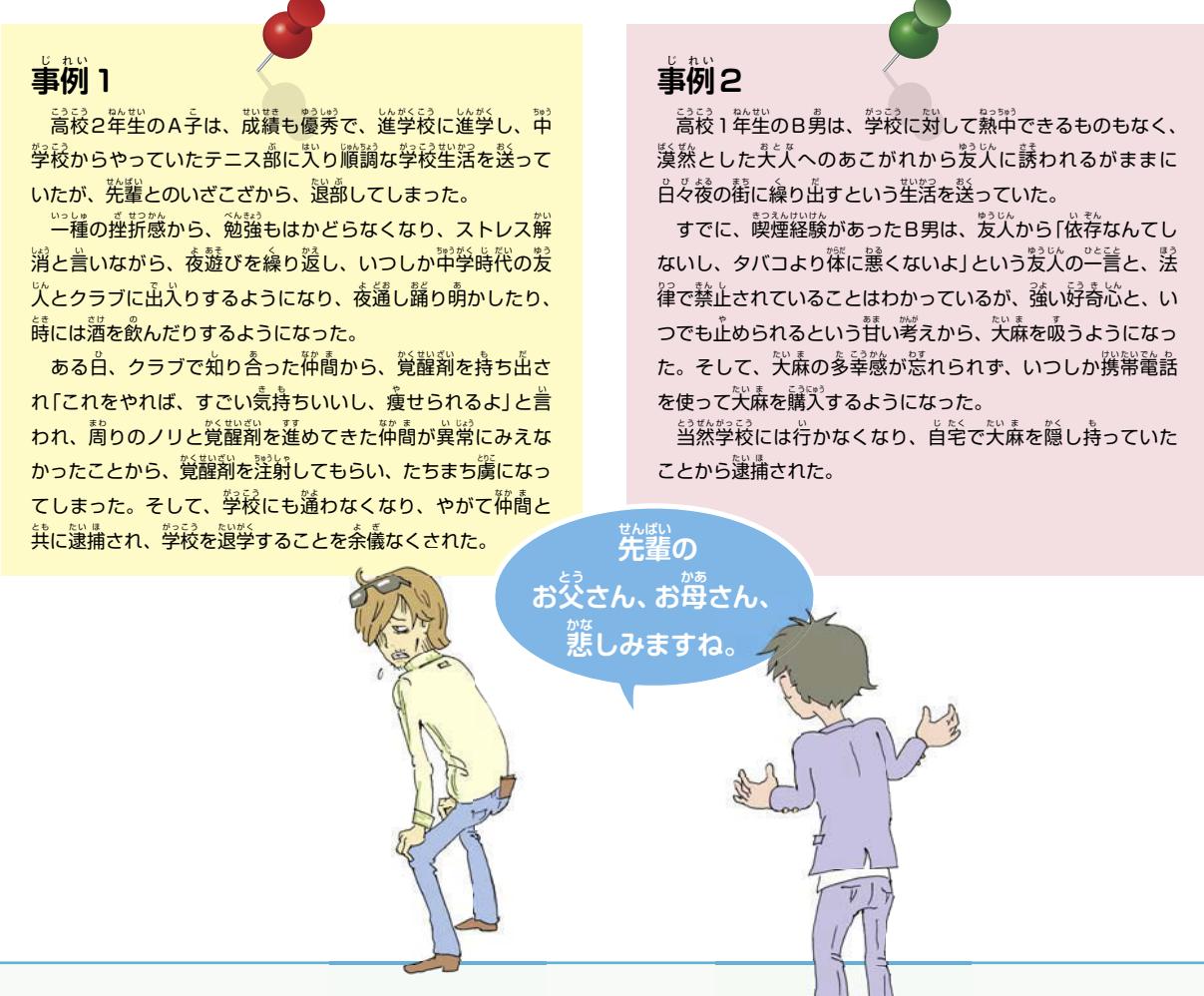
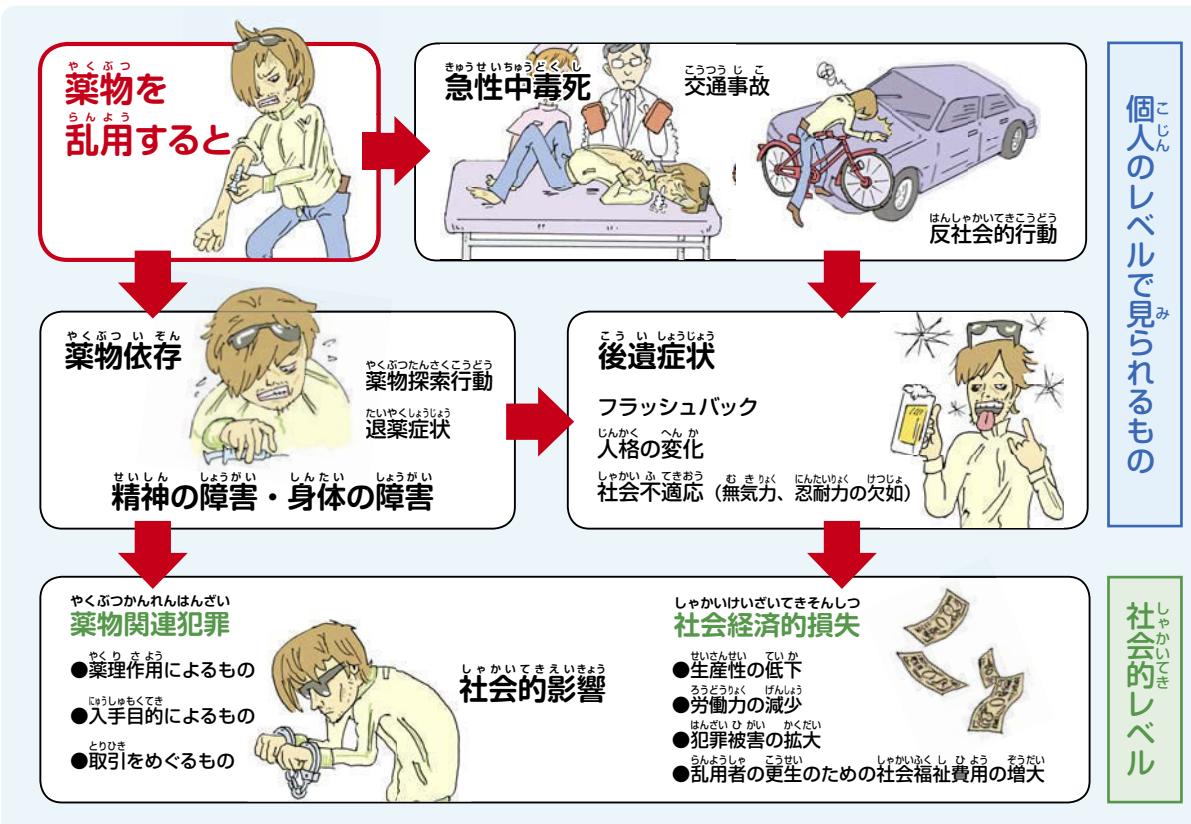
● 精神の障害

やくぶつさようひおのう
薬物の作用により引き起こされる脳の障害。幻覚、被害妄想などの精神病の症状や、
意欲の減退、記憶障害など。

● 身体の障害

やくぶつさようひおのう
薬物の作用により引き起こされる全身の臓器にみられる障害。

やくぶつらんよう へいがい 薬物乱用の弊害のまとめ





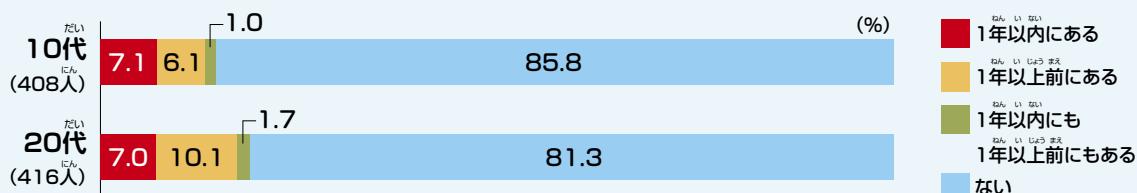
やくぶつ せかい 薬物の世界はものすごく身近なところに潜んでいる

インターネットを使って行われた調査によると、ここ3年くらいの間に周囲で薬物を使っている人がいるようなことを見たり聞いたりしたことがあるという人が、10代の人の14.2%、20代の人では18.8%もあったという結果が出ています。

インターネットを使った調査ですので、国民全体の傾向を正確にあらわしているとは必ずしも言えませんが、10代では約7人に1人、20代では約5人に1人は、身近に薬物を使用している可能性のある人を知っていると考えられます。



ここ3年くらいの間にあなたの周囲で薬物を使っている人がいるようなことを見たり聞いたりしたことがありますか。



引用：「平成21年度インターネットによる『青少年の薬物乱用に関する調査』」(内閣府)

また、これまでに違法薬物の乱用に誘われたことがあるかないか、これまでに違法薬物を経験したことがあるかないかなどを聞き、その結果をもとに国民の内どのくらいの人が薬物と関わっているかを推計した調査では、何らかの薬物の乱用を誘われた経験のある人は、約350万人から約515万人の間、何らかの薬物を経験したことのある人は約190万人から約310万人の間と推計されています。

引用：「薬物使用に関する全国住民調査(2011年)」(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター)

このように、薬物乱用は他人事ではないのです。

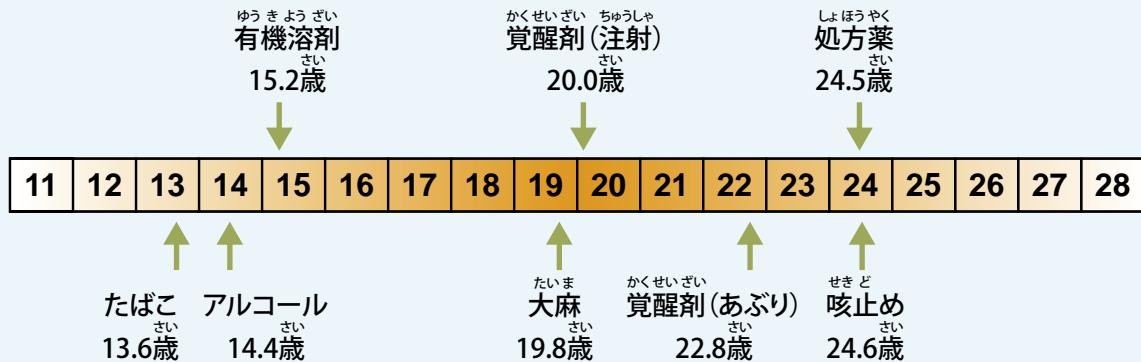
いそんせいやくぶつ かいしねんれい 依存性薬物の開始年齢

やくぶつ しょう ひとびと たいしょう はじ やくぶつ つか ねんれい き ちょうさ
薬物を使用してしまった人々を対象に初めて薬物を使った年齢を聞いた調査によると、下の図のように、薬物の種類によって差はありますが、10代の時にすでに有機溶剤や大麻の使用が始まっているという結果が出ています。

かく ざいとりしきほう いはん けんきよ なか かず すく ちゅうがくせい へいせい ねん にん こうこう
また、覚せい剤取締法違反で検挙された中に数は少ないですが、中学生(平成23年に4人)、高校生(平成23年度に25人)があることからも、薬物乱用が大変身近なところにあることが分かります。

だいなか こうはん し しんき かぞく ゆうじん にんげんかんかい むかわ もんだい かか じさ
10代半ばから後半の思春期は、家族や友人との人間関係などの難しい問題を抱えがちな時期です。こうした時に、薬物乱用への甘い誘いがあるとつい乗ってしまう危険があります。甘い誘いには十分注意しましょう。

かくいそんせいやくぶつ かいしねんれい 各依存性薬物の開始年齢



島根卓也、三砂ちづる：青少年と薬物乱用・依存（保健医療科学）。54(2) 119-126、2005

まいとういには要注意

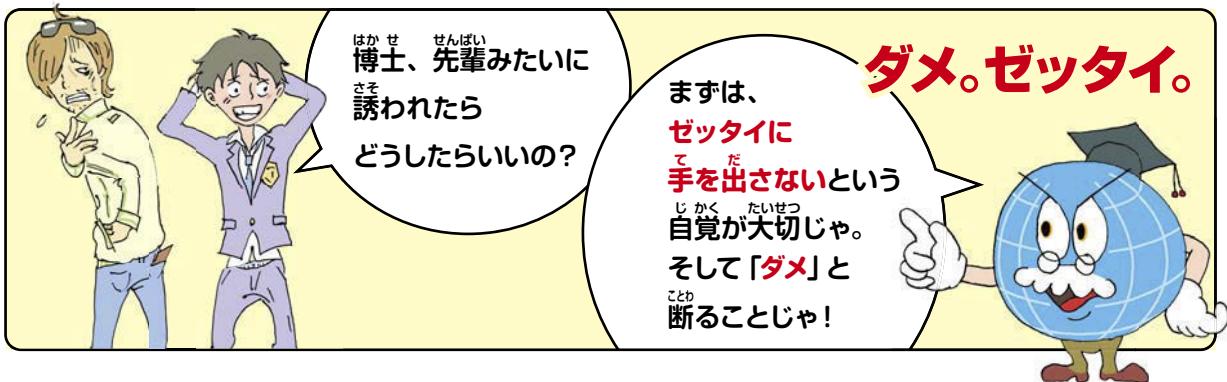
さいきん かくせいざい ちゅうしゃ てがる しょう ちゅうしゃ こんせき のこ す ほほう ひろ
最近では覚醒剤は注射よりも手軽に使用でき、注射の痕跡を残さない、あぶって吸う方法が広まっています。また大麻はたいした害がないとか、他国では合法のところがあるなどと、誤った情報が流

ふ 布されています。このように薬物乱用への甘い誘いを受けやすい状況が生まれています。

やくぶつらんよう あま さそ 薬物乱用への甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- イライラがとれてすっきりするよ
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ





やくぶつらんよう 薬物乱用は、友だちや先輩から誘われて、面白そうだという好奇心や仲間はずれになりたくないからなどのきっかけから始まります。誰でもまわりから誘われるおそれがありますが、『ダメ。ゼッタイ。』です。やくぶつらんよう 薬物乱用がもたらす恐ろしい結果について正しく理解し、ゼッタイに手を出さないという自覚が大切です。勇気を持って断りましょう。状況によっては逃げることも勇気です。じぶん自分たちのまわりから、薬物の乱用をなくさなければなりません。

やくぶつてだじょう 薬物に手を出さないための7か条!

- ① 思春期の心身の変化について、ひとりで悩みすぎないこと。
- ② 相談できる友達を大切にすること。
- ③ 自分の意見を正しく表現できること。
- ④ 仲間からの悪いことへの勧誘を拒否できること。
- ⑤ 家族や先生と相談すること。
- ⑥ 賢く健全な決断をすること。
- ⑦ 目標をもって健全で前向きな生活をおくること。

1 思春期の心身の変化について、ひとりで悩みすぎないこと。



2 悩みを相談できる友達を大切にすること。



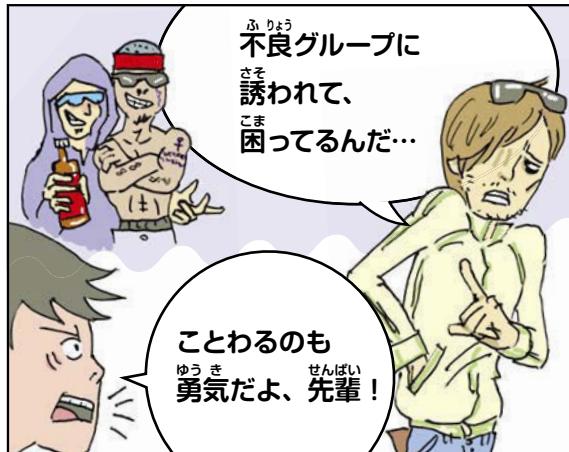
3

じぶんの意見を正しく
ひょうげん
表現できること。



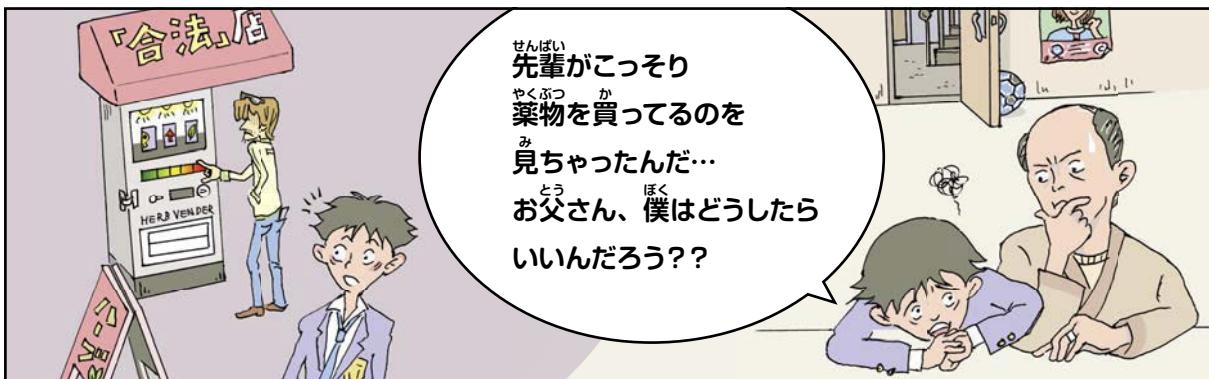
4

なかま
仲間からの悪いことへの勧誘を
きよひ
拒否すること。



5

かぞく
せんせい
そうだん
家族や先生と相談すること。



6

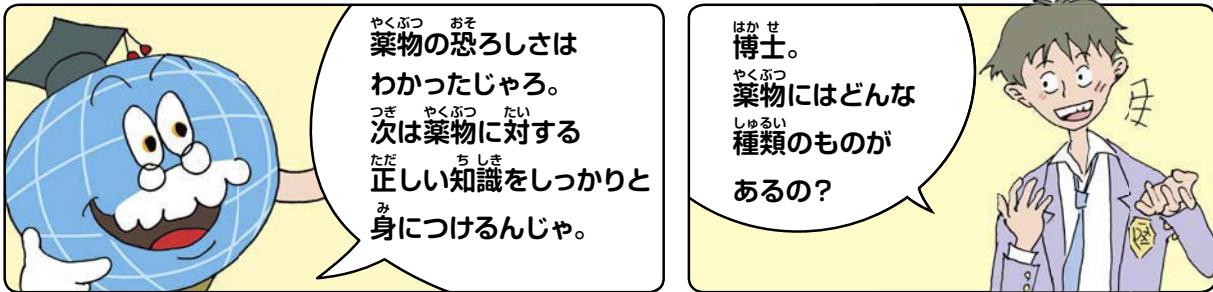
かしこ
けんぜん
けつだん
賢く健全な決断をすること。



7

もくひょう
目標をもって、健全で
まえむ
せいかつ
前向きな生活をおくること。





乱用される薬物は、私たちの一番大切な脳(中枢神経)を破壊します。乱用される薬物の作用は、脳への影響によって次のように分けられます。



危険な合法ハーブ等と称する薬物（脱法ドラッグ）

「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称する薬物が売られています。「合法」と称しても、法律で認められたものではない、危険な薬物です。



合法ハーブ等と称する薬物とは

覚醒剤や大麻に化学構造を似せて合成された物質などが添加された物質で、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」など、危険な薬物ではないように偽装して売られています。添加されている物質の中には薬事法で指定薬物として製造や販売が禁止されていたり、麻薬として指定されているものもありますが、新しく合成されたもので、指定されていないものもあります。禁止されていないものもあるため、「合法」「安全」などとだまして売っていますが、「合法」でも「安全」でもありません。包装に「注意書き」をつけたりしてだまそうとしているので、一層悪質です。

製品の
注意書き例

◇当商品はお香として販売しております。
◇人体への摂取は絶対にしないでください。

◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
◇当商品は規制された、薬事法対象成分は含まれておりません。



どんなふうに売ってるの?

「ヘッドショップ」と称する店舗や薬物専門のインターネットサイト等で、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」などに見せかけて販売されています。

自動販売機でも販売されているケースもあります。

一般に販売される「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」とは、含有成分等が全く異なります。

繁華街等で見受けられる看板

中には自動販売機で販売しているケースもあります。

店内の様子

「ハーブ」「お香」「アロマオイル」等の脱法ドラッグが多数陳列されています。

インターネットや携帯電話

合法ハーブ・合法アロマ(アロマリキッド)・ハーバルインセンスを通販するというホームページ、携帯サイトが急増しています。

「看板」および「店内の様子」は東京都福祉保健局提供資料



※このようなホームページや携帯サイトが数多く存在し、合法であることをうたいながら様々な方法で販売しています。

合法ハーブ等と称する薬物（脱法ドラッグ）は危険

合法ハーブ等と称する薬物の成分は多様なので、その影響も様々でだ、中にはどのような悪影響が出るか分かっていないものもありますから、摂取や使用は大変危険です。絶対に手を出さないでください。

合法ハーブ等と称する薬物の使用が原因と思われる事故や事件も発生しています。

合法ハーブ等と称する薬物は、覚醒剤などの乱用につながるゲートウェイドラッグ（入門薬）となる恐れがあります。

テレビ、新聞等のマスコミの報道によれば…

- 合法ハーブ等と称する薬物の服用により意識がなくなり、呼吸が停止してしまいました。
- 視覚過敏、聴覚過敏（聞こえる音がぼんぼん耳にひびく）などの症状が現れました。
- 合法ハーブ等と称する薬物服用後、精神運動興奮（物を投げる、大声で叫ぶ）、見当識障害（場所日付判らず）になってしまいました。
- 合法ハーブ等と称する薬物の摂取により、精神運動興奮に陥り、転落死してしました。

心を壊す、合法ハーブ等と称する薬物の被害例

転落死、幻覚、幻聴、呼吸停止、意識消失、妄想、急性中毒、視覚過敏、急性錯乱、
聴覚過敏、後遺症、精神運動興奮

買わない、使わない、
かかわらない！



あぶなかった、
だまされてた。。。
せんぱい
先輩、
あぶなかったね。



覚醒剤

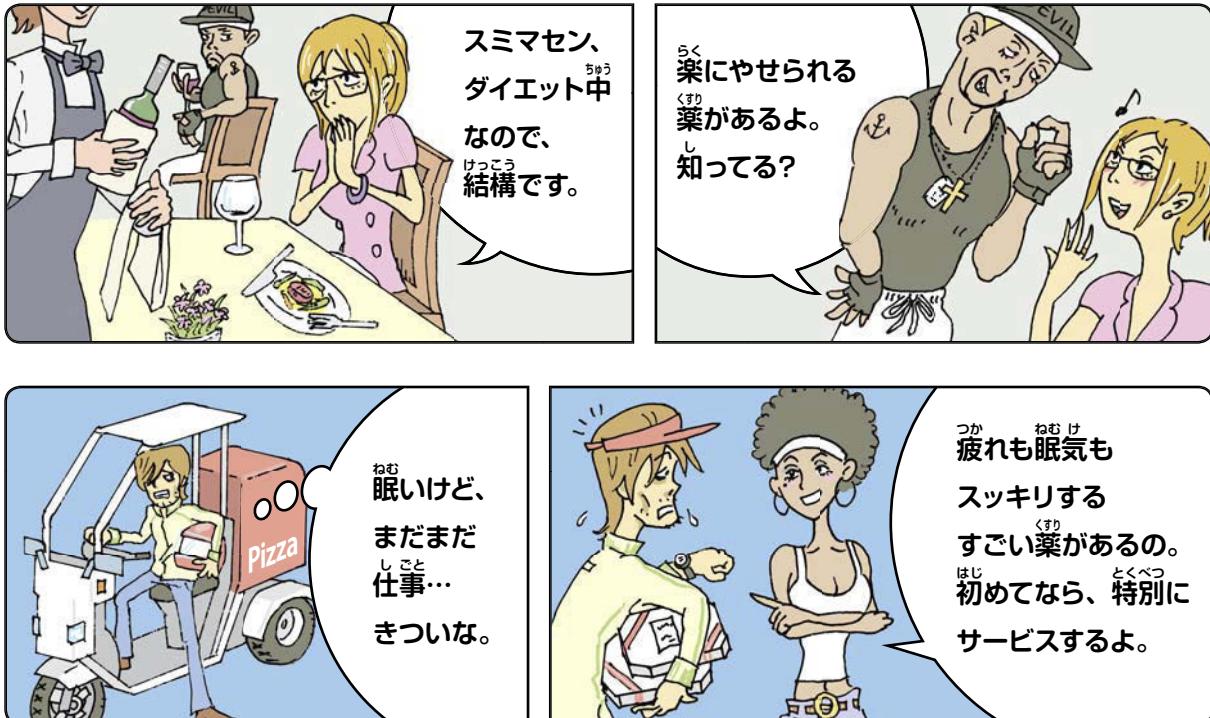


覚醒剤は神経を興奮させる作用があり、形状は主に白色粉末や無色透明の結晶です。暴力団、不良外国人などが密売し、「元気になる」「やせる」効果をうたって、「氷」などの隠語を使ってインターネットでも販売されています。

「シャブ」「エス」「スピード」「アイス」「氷」などの隠語があります。覚醒剤を乱用すると、幻覚や妄想が現れて、覚醒剤精神病になりやすくなります。

大量に摂取すると、死に至ります。乱用をやめても、再燃(フラッシュバッタ)と呼ばれる、乱用時に体験した幻覚や妄想の出現に悩まされます。

いろいろな誘いの手口にのらないようにしよう



違法な薬物はいろいろな隠語で呼ばれています。

覚醒剤

ヘロイン

コカイン

大麻

LSD

MDMA

PCP

有機溶剤(シンナー・トルエン)
サイロシビン等を含有するキノコ類

シャブ／エス／スピード／アイス／氷

ペー／チャイナホワイト／ジャンク

コーク／スノウ／クラック

ハッパ／クサ／チョコ／野菜

エル／アシッド

エクスタシー／バツ('×'、'罰')

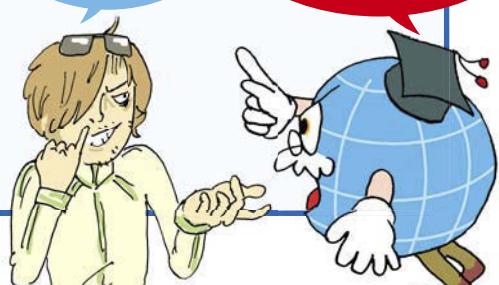
エンジェルダスト

アンパン

マジックマッシュルーム

「スピード」なら
大丈夫だろ?

なまえ
名前に惑わされては
ダメじゃ! 「スピード」も
覚醒剤じゃ!



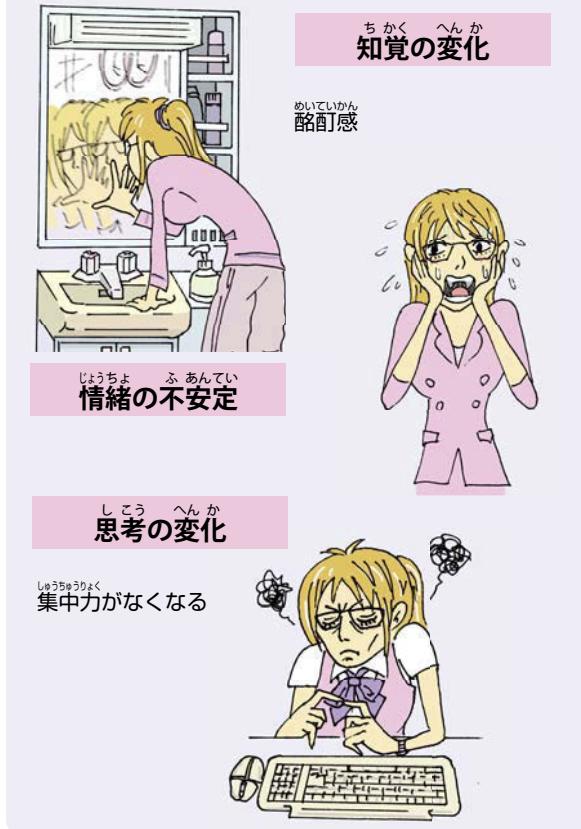
たいま 大麻（マリファナ）



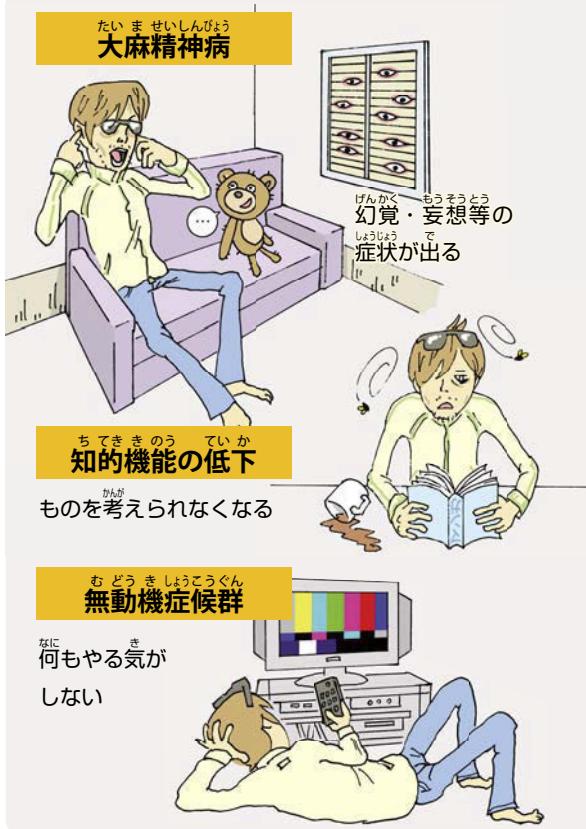
たいま
大麻は吸引のための乾燥大麻や樹脂の形で売られています。最近では、大麻の種子を入手して大麻草を栽培するという違反事案がふえていきます。インターネットでは、さまざまな隠語を使って売られています。大麻を乱用すると、記憶や学習能力、知覚を変化させます。乱用を続けることにより、「無動機症候群」といって毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態や、人格変容、大麻精神病等を引き起こし、社会生活に適応できなくなります。また、女性も男性も生殖器官に異常が起こります。



たいま 大麻を乱用すると…



ながつづ 長く続いていると…



その他

MDMA



MDMAは化学的に合成された覚醒剤類似の構造を持つ錠剤型の薬物です。国内では、麻薬として規制されており、カラフルな色合いとデザインされた刻印が特徴的です。錠剤の中には、各種の薬物が混入されていることが多く、その乱用は健康を害します。死亡例もあります。「エクスタシー」「バツ」「玉」などの隠語があります。

MDMAの作用

MDMAを乱用すると、知覚を変化させ、幻覚が現れることがあります。大量に摂取すると高体温になり、死に至ります。

マジックマッシュルーム（幻覚性キノコ）

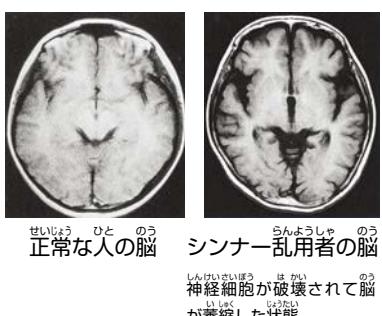


マジックマッシュルームは、麻薬成分であるサイロシン、サイロシビンを含有するキノコ類のことです。平成14年6月には、このマジックマッシュルームは、麻薬原料植物として規制され、現在では所持しているだけでも法律違反となります。

マジックマッシュルームの作用

マジックマッシュルームを摂取すると幻覚作用が現れることがあります。キノコに含まれるサイロシン、サイロシビンは、中枢神経系の異常な興奮や抑制を引き起こし、知覚の歪み、幻覚、錯乱、酩酊感、吐き気などの症状を呈します。錯乱状態に陥った乱用者が殺傷事件を引き起こしたり、摂取後かなり経過してから突然錯乱状態の発作（フラッシュバック）を起こすこともあります。大量に摂取すると死に至ります。

有機溶剤（シンナー・トルエン）



シンナーを乱用すると、脳がおかされ、幻覚や妄想が引き起こされたり、視力や聴力が低下することが少なくありません。また歯がぼろぼろになったり、末梢神経障害により手足のしびれや筋肉の委縮が起こることもあります。腎臓や肝臓など、いろいろな内臓器官も、傷害を受け、急性中毒により死に至ることもあります。

乱用をつづけていると、心と体の健全な発達が妨げられます。





日本における薬物乱用に関する法律

この資料は、罰則のすべてではなく、一般に乱用されている薬物について、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものである。

| 法律 | 薬物 | 態様 | 輸出・輸入 | 製造 | 栽培 | 譲渡・譲受 | 所持 | 使用 |
|-----------------|------------------------------|----|-------|----|----|-------|----|----|
| 覚せい剤取締法 | 覚醒剤 | A | A | | | B | B | B |
| | 覚醒剤原料 (エフェドリンなど) | B | B | | | E | E | E |
| | ヘロイン | A | A | | | B | B | B |
| 麻薬及び 向精神薬取締法 | その他の麻薬 (モルヒネ、コカイン、MDMAなど) | C | C | | | D | D | D |
| | 麻薬原料植物 (マジックマッシュルームなど) | C | | C | | D | D | D |
| | 向精神薬 | G | G | | | H | H | |
| あへん法 | けし | | | C | | | | |
| | けしがら | C | | | | D | D | F |
| | あへん | C | C | | | D | D | F |
| 大麻取締法 | 大麻 (マリファナなど) | E | | E | G | G | | |

そして、**薬物乱用についての法律と罰則はこうなっている。**

アルファベットの記号は、次の通り罰則を表す。

| | | | | | |
|-----|--------------------------------|---|---------|--------------------------------|---|
| A … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいじょうゆきちようえき 1年以上の有期懲役 むさまたねんいじょうちようえきじょう 無期又は3年以上の徴収情状により まんえんいかばっさんへいか 1000万円以下の罰金を併科 | E … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいかちょうえき 7年以下の懲役 ねんいかちょうえきじょう 10年以下の懲役情状により まんえんいかばっさんへいか 300万円以下の罰金を併科 |
| B … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいかちょうえき 10年以下の懲役 ねんいじょうゆきちようえきじょう 1年以上の有期懲役情状により まんえんいかばっさんへいか 500万円以下の罰金を併科 | F | ねんいかちょうえき 7年以下の懲役 | |
| C … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいじょうねんいかちょうえき 1年以上10年以下の懲役 ねんいじょうゆきちようえきじょう 1年以上の有期懲役情状により500万円以下の罰 まんえんいかばっ 金を併科 まんへいか | G … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいかちょうえき 5年以下の懲役 ねんいかちょうえきじょう 7年以下の懲役情状により まんえんいかばっさんへいか 200万円以下の罰金を併科 |
| D … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいかちょうえき 7年以下の懲役 ねんいじょうねんいかちょうえきじょう 1年以上10年以下の懲役情状により300万円以下 まんえんいか の罰金を併科 | H … | ひえいりはん 非営利犯 えいりはん 營利犯 | ねんいかちょうえき 3年以下の懲役 ねんいかちょうえきじょう 5年以下の懲役情状により まんえんいかばっさんへいか 100万円以下の罰金を併科 |

シナーについては、毒物及び劇物取締法により提取、吸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

毒物及び劇物取締法
シナー・トルエン

だっぽう し ていやくぶつ やくじ ほう せいぞう ゆ にゅうとう き せい ぱっそく いか
脱法ドラッグ「指定薬物」については、薬事法により製造、輸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

やくじほう
薬事法

していやくぶつ
「指定薬物」

せいぞう ゆにう はんぱい じゅよ また はんぱい じゅよ ものてき ちようう ちんれつぎょう おこな ばあい ねいのか ちょう
製造、輸入、販売、授与、又は販売・授与の目的での貯蔵・陳列業として行った場合、5年以下の懲
えきも まえいのか
役若しくは500万円以下の罰金、又はこれ併科。
たんじょうぶんの いわゆりゆく はい はい どうこう こうい ない つぎ ばつくそく てきよま
※なお、「無承認可医薬品」にあたる場合には、同様の行為に対して、次の罰則が適用される。
うめいりゆく まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか まえいのか
2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金。

未成年者の飲酒 喫煙は法律で禁止されており、健康にも悪影響をあたえます。

世界各国の薬物乱用と法律

やくぶつらんよう
薬物乱用は
こくさいてき もんだい
国際的な問題でもあり、
おも けいはづか
重い刑罰を科して
いるんじや。

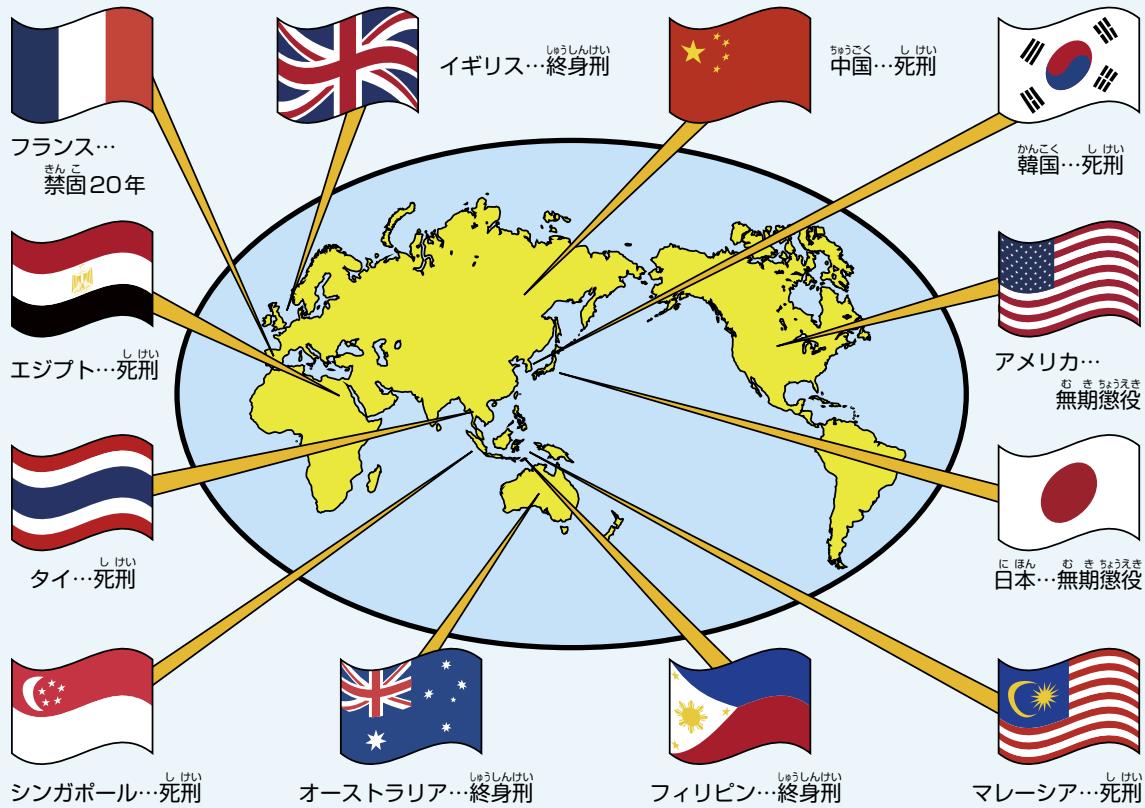
やくぶつらんよう 薬物乱用は、犯罪です。その罰則には、国によって違います。どの国でも薬物犯罪には、大変厳しい罰則があります。最高の刑は死刑という国があります。また、薬物の乱用は、その国の人ばかりでなく、観光で訪れた外国人でも犯罪者として逮捕されます。薬物乱用の防止で重要なことは、乱用していない多くの人が、自分の近くから薬物乱用をゼッタイに許さない社会をつくることです。これを世界の共通の輪になるようにすることです。



やくぶつ らんよう はつ
薬物を乱用すると罰せられます。

世界各国の最高刑

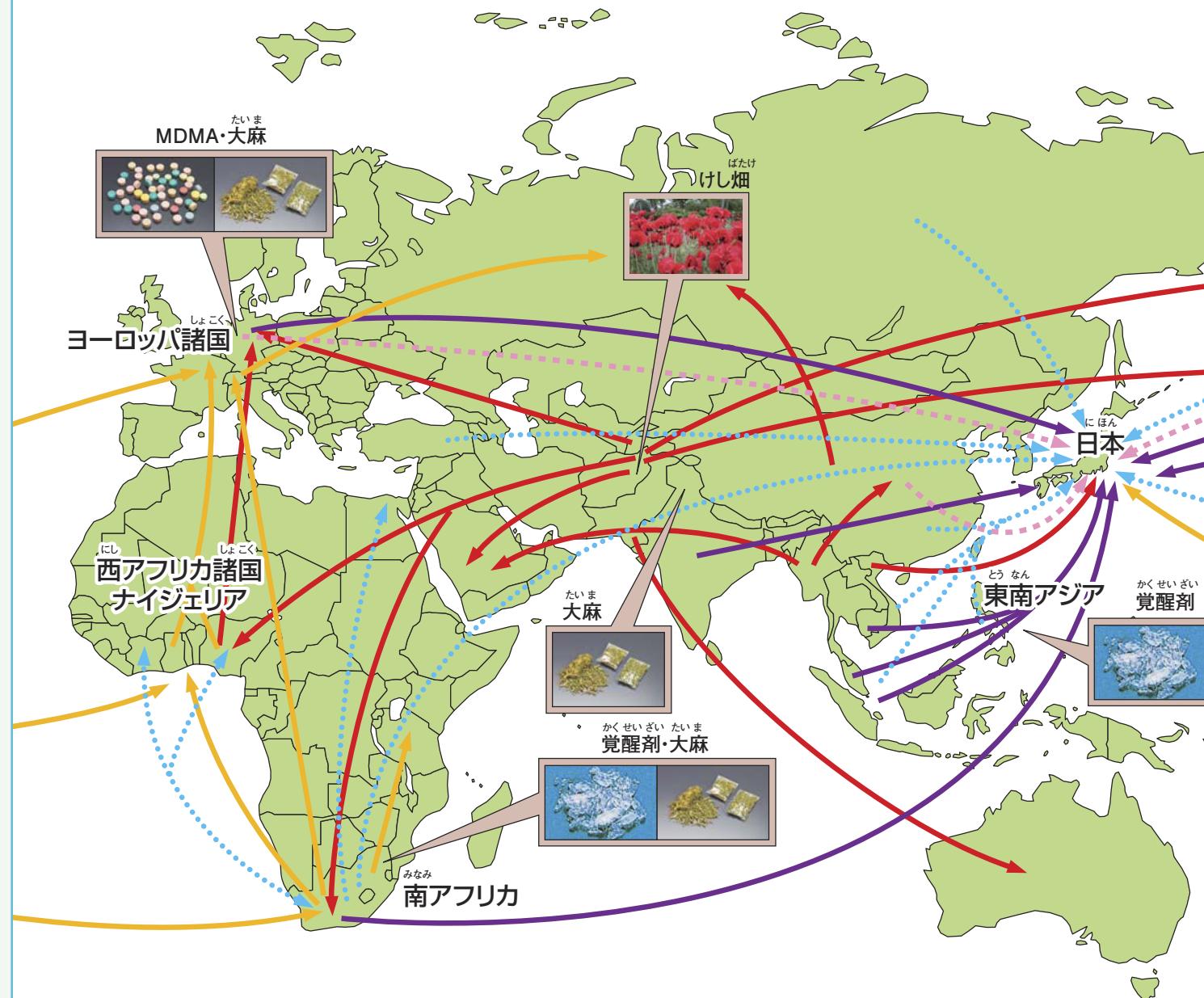
日本では薬物の乱用を防止するために、「覚せい剤取締法」「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「大麻取締法」「毒物及び劇物取締法」「麻薬特例法」などの法律があります。



そうじゃ、自分だけの
もんだい 問題ではすまないぞ。
ゆうじん かそく おお 友人や、家族にも大きな
めいわく 迷惑をかけることに
なるんじや

せんぱい つか 先輩が捕まったら
とう かあ お父さんもお母さんも
かな 悲しむね。







こうせいろうどうしょう 厚生労働省の啓発活動

こうせいろうどうしょう
厚生労働省では、薬物乱用を防止するため、都道府県などと一緒に全国的なキャンペーンを行っています。

ふせいたいま 不正大麻・けし撲滅運動(毎年5月1日から6月30日まで)

しょうわ
昭和35年より、関係機関の協賛のもと、都道府県と一体となって
「不正大麻・けし撲滅運動」を実施しています。関係機関及びボランティアが、不正な大麻やけしの発見・除去を行うほか、大麻やけしに関する正しい知識を普及するため、ポスター及び啓発読本を作成・配布しています。



ふきゅううんどう 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(毎年6月20日から7月19日まで)

へいせい
平成10年6月国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として官民一となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地で街頭キャンペーン等の啓発活動を実施しています。

また、この期間を中心に、(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを中心として、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動が展開され、国内外の薬物乱用防止運動に必要な募金活動が実施されています。



まやく 麻薬・覚醒剤乱用防止運動(毎年10月1日から11月30日まで)

しょうわ
昭和38年より、関係機関の協賛のもと、都道府県と一体となって「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を行っています。

こくみんいっぽん
国民一般に対して、麻薬・覚醒剤・違法ドラッグ等の恐ろしさ、乱用防止についての知識の普及に努めています。



た 他の啓発活動

こうせいろうどうしょう
厚生労働省では、上記のほか、さまざまな啓発読本の作成・配布や、民間団体に委託した啓発活動を実施しています。

こうせいろうどうしょう
詳しくは、厚生労働省ホームページ(厚生労働省トップページ→分野別政策「健康・医療」医薬品・医療機器→施策情報「薬物乱用防止に関する情報」)

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/yakubuturanyou/index.html)をご覧ください。

| | | | |
|--------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 北海道厚生局麻薬取締部 | ☎011-726-1000 | 静岡県精神保健福祉センター | ☎054-286-9245 |
| 東北厚生局麻薬取締部 | ☎022-227-5700 | 静岡市こころの健康センター | ☎054-285-0434 |
| 関東信越厚生局麻薬取締部 | ☎03-3512-8690 | 浜松市精神保健福祉センター | ☎053-457-2709 |
| 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室 | ☎045-201-0770 | 愛知県医薬安全課 | ☎052-954-6305 |
| 東海北陸厚生局麻薬取締部 | ☎052-961-7000 | 愛知県精神保健福祉センター | ☎052-962-5377 |
| 近畿厚生局麻薬取締部 | ☎06-6949-3779 | 名古屋市精神保健福祉センター | ☎052-483-2095 |
| 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室 | ☎078-391-0487 | 三重県薬務感染症対策課 | ☎059-224-2330 |
| 中国四国厚生局麻薬取締部 | ☎082-228-8974 | 三重県こころの健康センター | ☎059-223-5241 |
| 四国厚生支局麻薬取締部 | ☎087-823-8800 | 滋賀県医務薬務課 | ☎077-528-3634 |
| 九州厚生局麻薬取締部 | ☎092-431-0999 | 滋賀県立精神保健福祉センター | ☎077-567-5010 |
| 九州厚生局麻薬取締部小倉分室 | ☎093-591-3561 | 京都府薬務課 | ☎075-414-4790 |
| 九州厚生局沖縄麻薬取締支所 | ☎098-854-0999 | 京都府精神保健福祉総合センター | ☎075-641-1810 |
| 北海道医務薬務課 | ☎011-231-4111 | 京都市こころの健康増進センター | ☎075-314-0355 |
| 北海道立精神保健福祉センター | ☎011-864-7121 | 大阪府薬務課 | ☎06-6941-9078 |
| 札幌こころのセンター | ☎011-622-0556 | 大阪府こころの健康総合センター | ☎06-6691-2811 |
| 青森県医療薬務課 | ☎017-734-9289 | 大阪市こころの健康センター | ☎06-6922-8520 |
| 青森県立精神保健福祉センター | ☎017-787-3951 | 堺市こころの健康センター | ☎072-245-9192 |
| 岩手県保健衛生課 | ☎019-629-5467 | 兵庫県薬務課 | ☎078-362-3270 |
| 岩手県精神保健福祉センター | ☎019-629-9617 | 兵庫県精神保健福祉センター | ☎078-252-4980 |
| 宮城県薬務課 | ☎022-211-2653 | 神戸市こころの健康センター | ☎078-371-1900 |
| 宮城県精神保健福祉センター | ☎0229-23-0021 | 奈良県薬務課 | ☎0742-22-1101 |
| 仙台市精神保健福祉総合センター | ☎022-265-2191 | 奈良県精神保健福祉センター | ☎0744-43-3131 |
| 秋田県医務薬事課 | ☎018-860-1407 | 和歌山県薬務課 | ☎073-441-2663 |
| 秋田県精神保健福祉センター | ☎018-831-3946 | 和歌山県精神保健福祉センター | ☎073-435-5194 |
| 山形県健康福祉企画課 | ☎023-630-2333 | 鳥取県医療指導課 | ☎0857-26-7203 |
| 山形県精神保健福祉センター | ☎023-624-1217 | 鳥取県立精神保健福祉センター | ☎0857-21-3031 |
| 福島県薬務課 | ☎024-521-7233 | 島根県薬事衛生課 | ☎0852-22-5259 |
| 福島県精神保健福祉センター | ☎024-535-3556 | 島根県立心と体の相談センター | ☎0852-32-5905 |
| 茨城県薬務課 | ☎029-301-3388 | 岡山県医薬安全課 | ☎086-226-7341 |
| 茨城県精神保健福祉センター | ☎029-243-2870 | 岡山県精神保健福祉センター | ☎086-272-8839 |
| 栃木県薬務課 | ☎028-623-3119 | 岡山市こころの健康センター | ☎086-803-1273 |
| 栃木県精神保健福祉センター | ☎028-673-8785 | 広島県薬務課 | ☎082-513-3221 |
| 群馬県薬務課 | ☎027-226-2665 | 広島県立総合精神保健福祉センター | ☎082-884-1051 |
| 群馬県こころの健康センター | ☎027-263-1166 | 広島市精神保健福祉センター | ☎082-245-7731 |
| 埼玉県薬務課 | ☎048-830-3633 | 山口県薬務課 | ☎083-933-3018 |
| 埼玉県立精神保健福祉センター | ☎048-723-1111 | 山口県精神保健福祉センター | ☎0835-27-3480 |
| さいたま市こころの健康センター | ☎048-851-5665 | 徳島県薬務課 | ☎088-621-2233 |
| 千葉県薬務課 | ☎043-223-2620 | 徳島県精神保健福祉センター | ☎088-625-0610 |
| 千葉県精神保健福祉センター | ☎043-263-3891 | 香川県薬務感染症対策課 | ☎087-832-3301 |
| 千葉市こころの健康センター | ☎043-204-1582 | 香川県精神保健福祉センター | ☎087-804-5565 |
| 東京都薬務課 | ☎03-5320-4505 | 愛媛県薬務衛生課 | ☎089-912-2393 |
| 東京都立中部総合精神保健福祉センター | ☎03-3302-7575 | 愛媛県心と体の健康センター | ☎089-911-3880 |
| 東京都立多摩総合精神保健福祉センター | ☎042-376-1111 | 高知県医事薬務課 | ☎088-823-9682 |
| 東京都立精神保健福祉センター | ☎03-3842-0948 | 高知県立精神保健福祉センター | ☎088-821-4966 |
| 神奈川県薬務課 | ☎045-210-4972 | 福岡県薬務課 | ☎092-643-3287 |
| 神奈川県精神保健福祉センター | ☎045-821-8822 | 福岡県精神保健福祉センター | ☎092-582-7500 |
| 横浜市こころの健康相談センター | ☎045-671-4455 | 福岡市精神保健福祉センター | ☎092-737-8825 |
| 川崎市精神保健福祉センター | ☎044-200-3195 | 北九州市立精神保健福祉センター | ☎093-522-8729 |
| 相模原市精神保健福祉センター | ☎042-769-9818 | 佐賀県薬務課 | ☎0952-25-7082 |
| 新潟県医務薬事課 | ☎025-280-5187 | 佐賀県精神保健福祉センター | ☎0952-73-5060 |
| 新潟県精神保健福祉センター | ☎025-280-0111 | 長崎県薬務行政室 | ☎095-895-2469 |
| 新潟市こころの健康センター | ☎025-232-5560 | 長崎こども・女性・障害者支援センター | ☎095-846-5115 |
| 富山県くすり政策課 | ☎076-444-3234 | 熊本県薬務衛生課 | ☎096-333-2242 |
| 富山県心の健康センター | ☎076-428-1511 | 熊本県精神保健福祉センター | ☎096-386-1255 |
| 石川県薬事衛生課 | ☎076-225-1442 | 熊本こころの健康センター | ☎096-362-8100 |
| 石川県こころの健康センター | ☎076-238-5761 | 大分県薬務室 | ☎097-506-2650 |
| 福井県医薬食品・衛生課 | ☎0776-20-0347 | 大分県こころとからだの相談支援センター | ☎097-541-5276 |
| 福井県精神保健福祉センター | ☎0776-26-7100 | 宮崎県医療薬務課薬務対策室 | ☎0985-26-7060 |
| 山梨県衛生薬務課 | ☎055-223-1491 | 宮崎県精神保健福祉センター | ☎0985-27-5663 |
| 山梨県立精神保健福祉センター | ☎055-254-8644 | 鹿児島県薬務課 | ☎099-286-2804 |
| 長野県薬事管理課 | ☎026-235-7159 | 鹿児島県精神保健福祉センター | ☎099-218-4755 |
| 長野県精神保健福祉センター | ☎026-227-1810 | 沖縄県薬務疾病対策課 | ☎098-866-2215 |
| 岐阜県薬務水道課 | ☎058-272-8285 | 沖縄県立総合精神保健福祉センター | ☎098-888-1443 |
| 岐阜県精神保健福祉センター | ☎058-273-1111 | ●全国各保健所 | |
| 静岡県薬事課 | ☎054-221-2413 | ●各都道府県警察署 | |



薬物乱用問題についてさらに詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省トップページ → 分野別の政策「健康・医療」医薬品・医療機器 → 施策情報「薬物乱用防止に関する情報」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryouyou/yakubuturanyou/index.html



厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL. (03) 5253-1111

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。
■リサイクル適正の表示：紙ヘリサイクル可
■パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみ用いて作製しています。